

林業経営体（森林組合、素材生産業者、自伐林家等） で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、 業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

（令和2年5月8日の知見に基づき作成）

※「林業経営体に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」 <https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-15.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

○**従業員等に感染予防策を要請**します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、事業主等に連絡して自宅待機
- ③比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合（高齢者や基礎疾患がある方等の重症化しやすい方、妊婦の方は比較的軽い風邪症状がある場合）等は、すぐに事業主等に連絡の上、保健所に問い合わせ

○**マイクロバスでの通勤や休憩では定期的な換気**を行って下さい。

○従業員から診断結果等の**報告を速やかに受ける体制を構築**して下さい。

○手洗いなどの**感染予防策を徹底**して下さい。

- ①出勤時やトイレ使用后、事業所等への入場時の手洗い、手指の消毒
- ②できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ③通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

○患者が確認された場合には、**保健所に報告し、対応について指導を受ける**とともに、**従業員等に周知**して下さい。

○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。

○**濃厚接触者**と確定された従業員には、**14日間出勤停止し、健康観察を実施**して下さい。

○濃厚接触者と確定された従業員は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

3 施設設備等の消毒の実施

- **保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域^{※1}の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻りに手指が触れる箇所^{※2}を中心に、アルコール^{※3}で拭き取り等を実施して下さい。

※1 事務所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等

※2 ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバス・林業機械のハンドル・レバー等

※3 エタノール又はイソプロパノール(70%)(入手できない場合はエタノール(60%台))
又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)

4 業務の継続

感染者発生に備えた準備をお願いします。

- 業務形態を踏まえた取組の検討をお願いします。

(例) 現場作業班間での感染の抑制

- ・ 複数の作業班が同時に出席する会議・行事等の限定
- ・ 作業班間の作業員の入れ替えの抑制

感染者発生時に業務が継続できるよう準備をお願いします。

- 事業所は、業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握して下さい。

- 業務継続のための勤務体系・情報共有体制を整備して下さい。

<従業員等の確保状況による段階別の業務継続体制>

第一段階

(業務の内容) 原則通常どおりの業務
(人員体制) 早出・残業等で業務対応

第二段階

(業務の内容) 業務を縮小
※小規模な経営体にあつては業務全体の休止も含め判断
(人員体制) 早出・残業等での業務対応
可能であれば、他部門からの応援

林業経営体で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。林野庁は、皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。